

報告第9号

令和6年度三芳町健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度三芳町健全化判断比率を監査委員の意見を付して別紙のとおり報告する。

令和7年8月28日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

令和6年度三芳町健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.46)	— (18.46)	9.3 (25.0)	39.0 (350.0)

備考

- 1 各比率が算定されない場合は、「—」の記載です。
- 2 括弧内は、早期健全化基準です。



三芳監発第20号
令和7年8月8日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町監査委員 鈴木 隆一
三芳町監査委員 玉田 修

令和6年度三芳町財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、審査に付された令和6年度三芳町健全化判断比率を三芳町監査基準に準拠し審査したので、その結果を下記のとおり審査意見書として提出いたします。

記

1 審査の着眼点及び主な実施内容

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、提出された資料の照合及び関係職員の聴取により実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	13.46%
② 連結実質赤字比率	—	18.46%
③ 実質公債費比率	9.3%	25.00%
④ 将来負担比率	39.0%	350.00%

3 審査意見

健全化判断比率のすべての事項について、早期健全化基準を下回り、良好な状態であると認められるので、特に指摘すべき事項はない。

令和 6 年度

健全化判断比率

(算出資料)

三 芳 町

（単位：％）

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
113247	埼玉県	三芳町	－	－	9.3	39.0

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

（単位：％）

標準財政規模 （千円）	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.46	18.46	25.0	350.0
9,306,960	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和6年度決算）

Ver.06.00

団体名

埼玉県三芳町

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	1,093,174	11.7
小 計		1,093,174	11.7
標準財政規模		9,306,960	100.0
実質赤字比率（％）		-11.74	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	59,506	0.6
	介護保険特別会計	133,741	1.4
	後期高齢者医療特別会計	4,049	0.0

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	1,029,294	11.1
	下水道事業会計	1,289,851	13.9
法 非 適 用 企 業			
合 計		3,609,615	38.8
標準財政規模(再掲)		9,306,960	100.0
連結実質赤字比率（％）		-38.78	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和6年度決算)

Ver.06.00

団体名

埼玉県三芳町

(単位：千円)

	① 元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	② 積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	④ 公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	⑤ 一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	⑥ 公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	⑦ 一時借入金の利 子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	⑨ 事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	⑪ 密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和4年度	1,466,446			100,711	83,849			266,262	107,152	454,241	4,062
令和5年度	1,417,118			96,755	81,911			291,528	105,490	394,545	4,058
令和6年度	1,350,470			85,569	73,362			266,003	107,309	338,390	4,064

	⑫ 標準税収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額	⑮ 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づき総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)		実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)
令和4年度	8,891,610				令和4年度	9.83994	9.3
令和5年度	9,246,151				令和5年度	9.15302	
令和6年度	9,306,960				令和6年度	8.96034	

(参考)

	⑥の内訳									
	PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定により、利便 施設及び公共施 設を買い取るた めに行った債務 負担行為に係る もの(省令第7 条第2号)	国営土地改良事 業並びに独立行 政法人森林総合 研究所、独立行 政法人水資源機 構及び独立行政 法人環境再生保 全機構の行う事 業に対する負担 金(省令第7条 第3号)	地方公務員等共 済組合が建設し た職員住宅等の 無償譲渡を受け るために支払う 賃借料(省令第 7条第4号)	社会福祉法人が 施設の建設のた めに借り入れた 借入金の償還に 対する補助(省 令第7条第5号)	損失補償又は保 証に係る債務の 履行に要する経 費の支出(省令 第7条第6号)	地方公共団体以 外の者の債務を 引き受けた場合 における当該債 務の履行に要す る経費の支出(省 令第7条第7号)	その他これらに 準ずると認めら れるもの(省令第 7条第8号)	利子補給に係る もの(政令第12 条第4号)	
令和4年度										
令和5年度										
令和6年度										

総括表④ 将来負担比率の状況（令和6年度決算）

Ver.06.00

団体名 埼玉県三芳町

将来負担額

（単位：千円）

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
10,455,487	208,502	605,282	538,495	954,211	0	0	0	0	0	0	0

（分母比）

118

2

7

6

11

充当可能財源等

（単位：千円）

充当可能基金	充当可能 特定歳入		基準財政需要額 算入見込額
		うち都市計画税	
4,536,932	1,461,502	1,461,502	3,302,359

（分母比）

51

17

17

37

将来負担額 A
12,761,977

144

充当可能財源等 B
9,300,793

105

A - B
3,461,184

39

将来負担比率（％）
39.0

基準財政規模 C
9,306,960

105

算入公債費等の額 D
449,763

5

C - D
8,857,197

100

1①表 一般会計等に係る実質収支額

Ver.06.00

団体名 埼玉県三芳町

(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4) (5~9-10)	継続費 通次繰越額 (5)	繰越明許費 繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る 未収入特定財源 (10)	実質収支額(11) (3)-(4)	地方債 現在高(12)
一般会計	17,335,348	16,201,082	1,134,266	41,092	5,783	602,135				566,826	1,093,174	10,455,487
一般会計等に属する特別会計			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
			0	0							0	
合 計	17,335,348	16,201,082	1,134,266	41,092	5,783	602,135	0	0	0	566,826	1,093,174	10,455,487

(分母比)

11.7

118

1②表 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位:千円)

事業区分	特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4) (5~9-10)	継続費 通次繰越額 (5)	繰越明許費 繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る 未収入特定財源 (10)	実質収支額(11) (3)-(4)
	国民健康保険特別会計	3,381,887	3,322,381	59,506	0							59,506
	介護保険特別会計	3,227,160	3,093,419	133,741	0							133,741
	後期高齢者医療特別会計	716,979	712,930	4,049	0							4,049
				0	0							0
				0	0							0
				0	0							0
				0	0							0
				0	0							0
				0	0							0
				0	0							0
				0	0							0
				0	0							0
				0	0							0
				0	0							0
合 計		7,326,026	7,128,730	197,296	0	0	0	0	0	0	0	197,296

(分母比)

2.1

1①表(純計) 一般会計等に係る実質収支額

Ver.06.00

団体名 埼玉県三芳町

(単位:千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4) (5~9-10)	継続費 通次繰越額 (5)	繰越明許費 繰越額 (6)	事故繰越 繰越額 (7)	事業繰越額 (8)	支払繰延額 (9)	(5)~(9)に係る 未収入特定財源 (10)	実質収支額(11) (3)-(4)
一般会計	17,335,348	16,201,082	1,134,266	41,092	5,783	602,135				566,826	1,093,174
一般会計等に 属する特別会計			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
			0	0							0
合 計	17,335,348	16,201,082	1,134,266	41,092	5,783	602,135	0	0	0	566,826	1,093,174

標準財政規模

9,306,960

実質赤字比率
(%)

-11.74

※ 本表は、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出を基に実質赤字比率を算定するための様式です。